

全国一般 闘争情報

58
2004.5.20

東京都千代田区
三崎町 3-5-6
造船会館 5F

TEL 03-3230-4071
FAX 03-3230-4360

【連合通信】2004年5月20日号

大阪地裁 / 「委託」ドライバーの労働者性認める / 不当労働行為事件の仮処分決定 / 全国一般大阪地本が勝利

労働組合の結成後に運送会社を解雇されたのは「不当労働行為にあたり無効」と訴えていた大阪のドライバーの事件で、大阪地裁堺支部は五月十四日、会社側の不当労働行為を認め、解雇無効の仮処分決定を行った。最大の争点は「ドライバーは業務委託契約なのか労働契約なのか」にあったが、同支部は服務規定をはじめとする業務内容や低賃金を理由に労働契約関係にあると判断し、労働者である以上、不当労働行為が成立するとした。

コスト削減と使用者責任の回避を目的に、各地で正社員ドライバーを委託ドライバーに置き換える動きが広がっているだけに、労働者の権利確保にとってプラスとなる決定内容だ。

委託契約の形とっても労働者性否定されず

仮処分を申し立てていたのは、アサヒ急配労働組合（全国一般労働組合大阪地方本部所属）のT書記長（44）ら四人。Tさん以外の三人については、後日決定が下される。

Tさんらは昨年七月に労働組合を結成したが、その後、会社は「運送委託契約の期間満了」を理由に四人を次々に解雇した。同社では「運送業務委託契約」を結んで働くドライバーが大半で、会社は「労働者ではないのだから不当労働行為ではない」という趣旨の主張を行っていた。

仮処分では、Tさんらが契約書通りの独立した事業者なのか、あるいは実質的には雇用労働者なのかが最大の争点になった。

同支部は、具体的な配達先や使用車両の指示、業務日報提出の義務づけ、制服の支給・髪染めやひげの禁止など服務規定の存在、車両の貸与と会社による車両コストの負担、さらに「給与明細書」と書かれた書面の交付、給与額が月額十六万～二十六万円強であ

るなどの事実を認定。 その事実に基づいて、「債権者（労働者）と債務者（会社）の契約関係は…労働力を提供し、これに対して対価の支払いを受けるもの」「債権者は債務者の指示に従った労働を遂行する義務を負っていた」と判断した。

そのうえで、服務規定と制服支給は「債権者に対する組織的管理の存在を窺（うかが）わせる」とし、誓約書に営業機密の保持義務や直接取引の禁止などを定めていたことは「一般的な雇用契約上の義務と共通する性質の規定」と指摘。同種ドライバーの平均賃金以下という点では「債権者が独立した事業主体であるとはいえない」と断言している。

会社側は、業務委託契約書にドライバーが合意していると強調したが、同支部は「委託契約の外形をとったことから直ちに労働契約性が否定されるものではない」と指摘した。

税の源泉徴収、社会保険への非加入、退職金規定が存在しないことも会社側は力説した。同支部は「これらの事実の存在から論理必然的に労働契約性が否定されるものではない」「むしろ昨今の雇用情勢に鑑（かんが）みるとこれらの事実を認識しながらやむなく就業せざるを得ないなど、労務提供者の従属性を推認させる面もある」との判断を示した。

「連合通信・隔日版」